

国海員第 25 号
令和 6 年 4 月 25 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

斉藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 451 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
KSマリン株式会社	熊本県上天草市松島町阿村5942番地
西日本海運株式会社	福岡県北九州市門司区西海岸一丁目4番19号
T-KOS株式会社	神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階